

『治療用装具』（靴型装具）申請について

治療用装具の『くつ』を申請する場合は、
『装具の画像』も必要です！！

ユアサ健康保険組合

くつ型の治療用装具を申請するときは、領収証と実際に作製された装具が同じものか確認するため、『装具の画像』※の添付が必要となります。（平成30年4月1日以降）

※画像の返却はできません。

1. 『靴型治療用装具』とは

足部を覆う装具で、内反、外反扁平足などの変形の矯正や、高度の病的変形に対し、疼痛や圧力集中の軽減を図るなど、治療を目的とした靴および靴に類似したもの。

2. 申請書類

- ① 療養費支給申請書
- ② 医師の意見書（原本）または 作製指示書等（原本）
- ③ 装具装着証明書（②と一緒に記載があれば不要）
- ④ 領収証（原本）および 明細書または内訳書（領収証に記載があれば不要）（原本）
- ⑤ 作製した装具の画像 5枚（『3.撮影方法と画像例』参照）
インソールの場合、画像の添付は不要

3. 撮影方法と画像例

- ① 購入時にためし履きをしているところ
 - ② 靴全体と一緒に領収証を撮影したもの
 - ③ 正面
 - ④ 裏側（正面と反対側）
 - ⑤ 下（底）
- ロゴ・商標・サイズが分かるように

